

2 安全な衛生環境の確保

現状と課題

(1) 営業施設などの衛生環境の確保

食品関係営業者、環境衛生関係営業者、医療機関などに対しては、従来から法令などによる規制や監視を行い、営業施設などの衛生環境の確保を図ってきました。

食品衛生関係では、平成15年に食品安全基本法が成立し、食品衛生法の改正が行われました。これに伴い、食品衛生行政にリスク分析手法が取り入れられ、国および地方自治体の役割、食品事業者の役割が規定されました。地方自治体の責務として「教育活動を通じた正しい知識の普及」「情報の収集・整理・分析・提供」などが規定され、住民からの意見を聴取した上で、「食品衛生監視指導計画」を策定・公表することなどが定められました。東京都では、食品安全条例を制定するとともに、都が指定した第三者機関が食品等事業者の自主的な衛生管理の状況を評価して認証し、広く都民に公表する東京都食品衛生自主管理認証制度を設けています。平成22年9月時点では、区内で認証を受けた施設は4か所となっています。

理・美容所、旅館業など環境衛生関係営業施設は、種類が多いことに加え、また、様々な営業形態が存在するため、公衆衛生上および法的な問題点を見極め、計画的、重点的に監視指導を行う必要があります。また、苦情相談などへの迅速な対応も必要とされます。

医薬分業の進展に伴い、都内では薬局数の増加が続いています。また、薬事法の改正により、平成21年6月から一般用医薬品の販売制度が変わりました。そのため、薬局の管理や医薬品の販売に関する法改正の周知を行うとともに、有資格者が不在となることのないように監視指導する必要があります。

健康食品は、医薬品と同様の効果があると誤解される表示は禁止されていますが、効果を期待して使用する区民も少なくありません。そこで東京都と協力して、区民に対して正しい知識の普及啓発を行うとともに、適正表示などの監視指導を行っています。

毒物劇物は、万一事故が発生すると周辺への被害が大きく広がる物質です。また、テロなどの犯罪に使用されるおそれもあります。このような事故や事件が発生しないように、販売や取扱い、盗難防止に十分注意するように指導をしています。

(2) 安全な食生活環境の確保

区民が安心して暮らすことができるためには、安全な食生活環境の確保が必要です。食品衛生行政においては、平成15年の食品安全基本法制定を契機に、消費者、生産者、事業者、区が、食の安全に関する情報や意見を交換することが重要となりました。食の安全を確保するためには、区が策定する食品等事業者に対する「食品衛生監視指導計画」や、その実施結果を公表し、区民が可能な限り実態を把握できる体制が求められます。そのためには、区民が必要とする情報を得ることができ、区民と区が意見交換を行うことができる場の整備が必要です。

ア 営業施設などの衛生環境の確保

施策の方向性

区内の理容所・美容所、公衆浴場、薬局などを区民が安心して利用できるような衛生状況の確保を目指します。

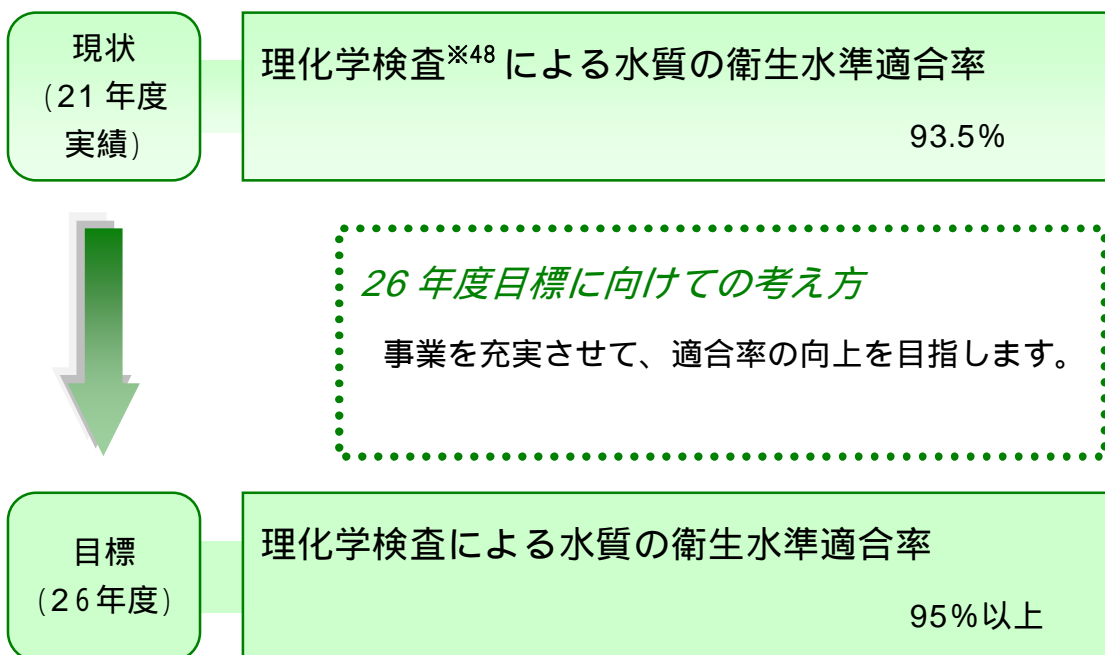
重点事業

1

営業施設などの衛生環境の確保

理容所・美容所、公衆浴場、薬局などを区民が安全に利用できるよ
うに、環境衛生・薬事衛生の観点から監視・指導を行います。

(生活衛生課)



主な事業

	事業名	事業概要	所管
1	浴場・プールなどの水質検査	環境衛生監視員が各施設において採水し、水質検査を実施します。その結果に基づいて、事業者に対して必要な指導を行います。	生活衛生課

イ 安全な食生活環境の確保

施策の方向性

区内の食品を取り扱う施設において、区民が安心して利用できる衛生状況が確保されている状態を目指します。

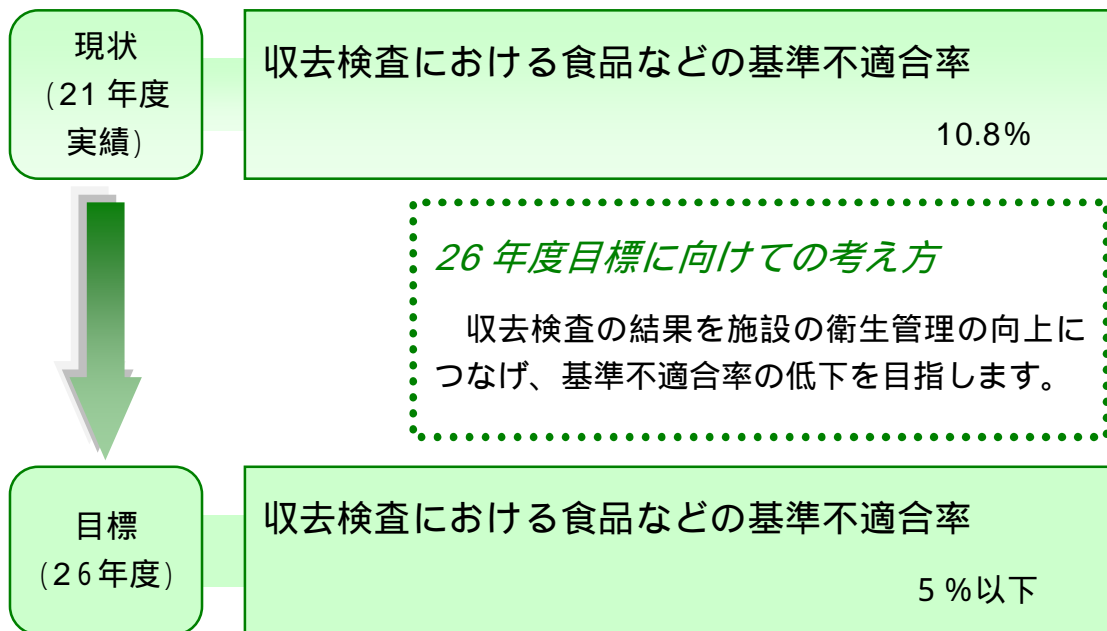
重点事業

1

安全な食生活環境の確保

区民の食の安全・安心を確保するために、毎年度作成する「食品衛生監視指導計画」に基づいて、食品衛生監視員による監視指導を実施します。特に、食中毒を起こしやすい食品は収去検査^{※49}を実施して、区民に安全・安心な食品が提供できるように指導します。

(生活衛生課)



主な事業

	事業名	事業概要	所管
1	一斉監視指導	食品衛生監視員が各施設に立入り、収去検査を実施します。その結果に基づいて、事業者に対して必要な指導を行います。	生活衛生課